

令和2年一般社団法人青森県歯科衛生士会定時総会開催報告

新型コロナウイルスの感染が4～5月に県内でも確認された為、状況を見ていましたが、6月1日緊急事態宣言の解除を受け、利用人数等の制限を設けたうえで貸館が再開されたことから、6月28日(日)アウガにて、定時総会が開催され、以下の議事が決議・報告されました。

令和2年6月28日現在の会員数 120名

出席者 15名

委任状 71名 計86名

※定款19条の規定の定める定足数を満たしており、適法に定時総会は成立。

○議長 青森地区 松井美保子さん、副議長 青森地区 星洋子さん

○議事録署名人 松井議長、石田美穂子理事、阿保ひとみ専務理事

【議事】

第1号議案 2019年度事業報告に関する件⇒満場一致で承認

第2号議案 2019年度収支決算報告に関する件⇒満場一致で承認

第3号議案 令和2年度事業計画について⇒満場一致で承認

第4号議案 令和2年度予算書について⇒満場一致で承認

第5号議案 理事および監事の選任に関する件⇒立候補者がいなかった為、理事会より推薦された理事13名、監事2名が出席した正社員の賛成があり、可決決定された。

代表理事 石田菜穂子	理事 天間財子	理事 田名辺裕子
理事 阿保ひとみ	理事 相馬美智子	理事 濱田咲美
理事 杉山祐美子	理事 日野口尚子	理事 岩川恵美子

理事 原田千明	理事 竹内祐子	理事 畑中悦子
理事 木村寿子	監事 浅木美智子	監事 齊藤桂



石田代表理事より

役員一同会務運営に鋭意努力して参りたいと思います。

変わらずの会員の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます

第6号議案 選挙管理委員の選任に関する件⇒満場一致で承認

地区名	選挙管理委員名	予備委員名
青森地区	山本千明	山本久美子
弘前地区	奈良岡公子	松宮久美
八戸地区	木村和子	山口景子
上十三地区	大木はるみ	水尻文子



公益社団法人日本歯科衛生士会

令和2年度 定時代議員会報告（議事録より）

令和2年6月14日(日) ステーションコンファレンス東京

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、あらかじめ代議員の意向確認がなされ、多くの代議員(89名中73名)から「議決権行使書」の提出があり、代議員の意思を決議に反映できるようにして行われました。

—武井会長あいさつから抜粋—

○本会として「COVID-19に対する正しい知識の情報発信・対応」を行ってきた。

HPに新型コロナウイルス感染症について様々な情報が掲載されていますので、ぜひご覧ください

○日本歯科衛生学会学術大会は、集合型を断念して誌上開催とする。

○各県歯科衛生士会で、集合型の研修会が実施できず、認定更新への影響が出ていることへの対応策として、eラーニングを7月1日～12月31日までの間、会員に対して**無料公開**とする。**※HPに告知チラシ掲載中**

○ブロック連絡協議会は縮小開催として、長期化するCOVID-19の対応について情報交換することで検討している。

○災害歯科保健歯科衛生士フォーラム、ブロック別・災害歯科保健歯科衛生士フォーラムは、COVID-19が長期化する中、大規模災害が起きても対応できるように、研修の目的を明確にして、研修を受けた歯科衛生士がボランティア登録をする仕組みをwebの活用を含めて検討している。

○専門職として、何をしなくてはならないかを見据えて、しっかりと対応していくことが必要です。皆様と一緒に知恵を出し合っていきたい。

【審議事項】

令和元年度事業報告、決算報告について⇒満場一致で承認

選挙管理委員の選任に関する件⇒満場一致で承認

【報告事項】

令和2年度事業計画、収支予算について報告

令和2年度 年間計画表

月	日(曜)	行 事
7月		会報歯衛いんふおめーしょん 19号発行
9月	6日(日)	防災の日訓練 19:00～ (防災週間9/1～9/7)
10月	31日(土)	復職支援セミナー 青森会場1日目 (口腔ケアコース)
11月	1日(日) 8日(日) 21日(日) 29日(日)	復職支援セミナー 青森会場2日目 (歯周病コース) 理事会③ 北海道・東北ブロックweb協議会 (岩手県担当) 青森県小児歯科勉強会 (予定)「小児歯科における口腔外科処置について (仮題)」今敬先生
12月	6日(日)	会報歯衛いんふおめーしょん 20号発行 第1回生涯研修 (予定)「地域ケア会議対策実践研修」菅野洋子先生 於：青森市民ホール 定員27名 日衛災害歯科保健歯科衛生士フォーラム (予定)
令和3年度 1月	10日(日) 23日(土) 24日(日) 31日(日)	理事会(4) 復職支援セミナー八戸会場1日目 (口腔ケアコース) 復職支援セミナー八戸会場2日目 (歯周病コース) 三八支部研修 古川慎二管理栄養士 (予定)
2月	13日(土) 14日(日)	日衛会長会 (予定) 日本歯科衛生士会歯科衛生推進フォーラム (予定)
3月		卒業生入会案内パンフ「スマイルサポーター」作成

※11/29・12/6・R3年1/31の研修会は、コロナ感染症の拡大状況により、中止・延期になる場合がございます。開催の場合はマスク等感染対策をお願いします。

※上半期7月(弘前担当)・10月(三八担当)・11月(上十三担当)に計画していましたが今年度の生涯研修につきましては、令和3年度に延期としましたのでご了解下さい。

= 日衛からお知らせ =

令和2年度 認定歯科衛生士の認定更新期限の延長について

認定歯科衛生士は、認定を受けてから5年ごとに、認定資格を更新することが定められています。

認定更新にあたっては、認定更新生涯研修30単位以上を取得し、認定更新申請書及び認定更新生涯研修記録等を提出する必要があります。

しかし、COVID-19感染拡大の影響を受け、開催が予定されている都道府県歯科衛生士会での認定更新生涯研修および関連学会の学術大会が中止または延期される事態となり、今年度に更新期限を迎える認定歯科衛生士が期間内に必要単位を取得することが困難になっています。

そのため、令和2年度に認定更新期限を迎え、更新に必要な認定更新生涯研修単位が不足している理由により、認定更新ができない認定歯科衛生士については、有効期限を1年間延長し、更新期限を令和3年12月末までとすることになりました。

通常ですと、延長申請をする者は、認定更新延長理由書の提出が必要となりますが今回は認定更新延長理由書の提出は必要ないこととしました。

なお、認定更新生涯研修単位の取得が出来ている方は、通常通りの申請時期に認定更新申請書をご提出いただけます。

日本歯科衛生士会ホームページ「認定更新の手引き」をご確認のうえ、申請下さい。

申請用紙は、会員専用ページからダウンロードできます。

〔問合せ先〕(公社)日本歯科衛生士会

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-11-19

電話 03-3209-8020

●会務から

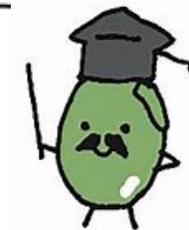
住所、氏名、勤務先など変更、会誌掲載の会員福祉給付に該当する方は会務までお知らせください。

会員証に掲載されている会員番号、氏名などに間違いのある方は、ご連絡下さい。

問合せ:会務担当 岩川まで TEL 090-6785-5333



およそ2か月ぶりに青森県内でコロナウィルス感染の報道がありました。今回は、今までとは違い接触者の人数が多く、追跡不能な方もいるようで拡散が心配です。すでに皆さんも気を付けておられると思いますが、『スタンダード・プリコーション』



感染症の有無にかかわらずすべての患者さんを対象に血液、体液、分泌物、排泄物、傷のある皮膚、粘膜を感染の可能性があるものとして取り扱いする予防策。を今一度守っていきましょう。

歯科では、特に患者さんとの距離も近く、飛沫やエアロゾル飛散が高頻度で起こるので、

- 治療前に洗口液でうがいをしていただき、口腔内の細菌を少なくしてから治療をする。
- マスク、フェイスガード、グローブの取り外しの時にも注意する。むやみに触らない。つけていても安心せずにBr 指導時など飛沫を浴びない立ち位置を考えて行う。
- スケーリング、PMTC 時口腔内吸引装置と口腔外吸引装置の併用。
- ドアノブ、ユニットなど触れたと思われる所は念入りに消毒。 などそれぞれの職場にあわせて、自分自身を防御し、同時に拡散を防止するように基本的な感染対策を続けていきましょう。

トピックス

1. 令和2年度診療報酬改定について(DH 関連)

① 新設された「歯周病重症化予防治療」とは？

→ 今回の改定で新設された「歯周病重症化予防治療」という項目は、
歯科衛生士業務に大きく関わります

2回目以降の歯周病検査終了後に、歯周ポケットが4ミリ未満の患者で、歯周組織の大部分は健康であるが、部分的に歯肉に局限する炎症が認められる状態、またはプロービング時の出血がみられる状態が対象。

歯数／保険項目	歯周病重症化予防治療
1歯以上10歯未満	150点
10歯以上20歯未満	200点
20歯以上	300点

ただし、2回目以降の算定は、前回算定した月の翌月の1日から起算して2ヶ月経過した日以降に行う。(3か月に1回の算定)

② スケーリングと機械的歯面清掃の点数がアップ

→ スケーリングについては、3分の1顎につき68点から72点と4点アップし、
機械的歯面清掃も68点から70点と2点アップしました。

点数／保険項目	スケーリング	機械的歯面清掃
新点数	72点	70点

③ 「長期管理加算」が新設された歯科疾患管理料

→ 毎月算定する歯科疾患管理料については、初診料を算定する月のみ100点から80点に減算。しかし、初診時から6ヶ月を経過した場合は「長期管理

加算」という新しい点数が算定できるようになります。

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(か強診)の場合は+120点、
それ以外の診療所は+100点が加算になります。

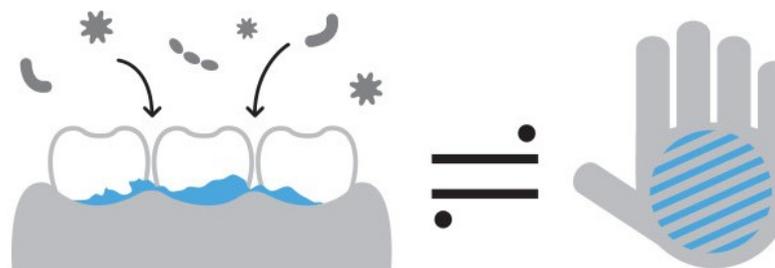
保険項目／歯科医院	か強診の場合	か強診以外の場合
長期管理加算	+120点	+100点



2. 手のひらサイズの炎症を放置できますか？

～歯周病患者の潰瘍面がさらされている危険

すべての歯に深さ5mmの歯周ポケットがあると、その潰瘍面積は手のひら大(72平方cm)とされています。この大きな傷口は24時間バイオフィルムにさらされています。強い慢性炎症によって炎症物質が多く産生され、血液中に入り込みます。さらに歯周病菌も毛細血管を通じて全身に運ばれ、様々な病気を引き起こしたり、悪化させたりします。



便や尿から出血すると多くの方が精密検査を受診されるそうです。しかし、歯周病は歯肉の中の見えにくい部分で炎症が起きているため、多くの方が無頓着。痛みがないことも理由に放置されている方も多いようです。

顔や身体に手のひら大の潰瘍があれば、そのままにはしないですね。自覚症状がなくピンときていない患者さんや医科歯科連携で医師の方へ伝える時にもわかりやすい目安となります。